

令和6年度における知的財産高等裁判所の裁判官の配置、裁判事務の代理順序、裁判事務の分担、事件の分配、開廷日割及び行政事務の代理順序に関する定めを次のとおりとする。

## 第1章 裁判官の配置

各通常部及び特別部に配置する裁判官を、別表1のとおりとする。

## 第2章 裁判事務の代理順序

- 1 裁判長に差し支えがあるときは、その部の裁判官が別表1に掲げる順序によって裁判長を代理する。ただし、特別の理由があるときは、部の合議により、その部の他の裁判官に裁判長を代理させることができる。
- 2 裁判長でない裁判官に差し支えがあるときは、他の部の裁判官（裁判長を除く。）が、これを代理する。
- 3 一つの部の裁判官全部に差し支えがあるときは、他の部の裁判官が、これを代理する。ただし、夏期休廷及び夏期休廷中の代理は、別表2のとおりとする。

## 第3章 裁判事務の分担

- 1 第1部から第4部までの通常部は、次の事件を分担する。
  - (1) 知的財産高等裁判所設置法（平成16年法律第119号。以下「設置法」という。）第2条第1号所定の事件
  - (2) 設置法第2条第2号所定の事件
  - (3) 設置法第2条第3号所定の事件（(1)、(2)の訴訟に係る抗告事件、(1)の訴訟を本案とする民事保全事件、(2)の訴訟を本案とする執行停止事件、(1)、(2)の事件に係る差戻事件及び再審事件、商号に関する事件で知的財産に関する専門的な知見を要する事件などを含む。）
  - (4) 設置法第2条第4号所定の事件
  - (5) 最高裁判所にした上告提起事件、上告受理申立て事件及び特別抗告提起事件

並びに許可抗告申立て事件（(1)から(4)までに掲げる事件に関するものに限る。）

(6) 除斥又は忌避の申立てに関する事件（知的財産高等裁判所に関するものに限る。）

2 特別部は、次の事件を分担する。

(1) 民事訴訟法第310条の2、特許法第182条の2及び実用新案法第47条の規定に基づき、5人の裁判官の合議体で審理及び裁判をする旨の決定がされた事件

(2) 差戻事件及び再審事件

(3) 除斥又は忌避の申立てに関する事件

#### 第4章 事件の分配

1 通常部が分担する事件は、本章2から8までに掲げる事件の分配等を除き、その事件の種類別に、受理の順点により、第1部に4の割合で、第2部から第4部までに各7の割合で、各部に分配する。ただし、訴訟事件で原審記録の冊数が4冊を超えるもの（このうち、10冊を超え20冊以下のものは2件として、20冊を超えるものは3件として、それぞれ計算する。）については、事件の種類別に、別途、受理の順点により、各部に分配する。この場合において、20冊を超えるものの分配を受けるべき部が、直前に20冊を超えるものの分配を受けた部であるときは、その次位の部に分配することとする。また、抗告事件で原審記録の冊数が2冊を超えるものについては、事件の種類を問わず、民事の抗告事件3件として計算する。これらの場合に生ずる配てんの過不足は、その直後の新件の分配によってこれを調整する。

2 差戻事件は、1の民事控訴事件（第3章1(1)に掲げる民事控訴事件）の分配に繰り入れて各部に分配する。ただし、特別部の差戻事件は、特別部に分配する。

3 再審事件、最高裁判所にした上告提起事件、上告受理申立て事件、特別上告提起事件及び特別抗告提起事件並びに許可抗告申立て事件は、その裁判をした部に

分配する。事件を分配する部がないときは、受理の順点により、各部に分配する。ただし、特別部の再審事件は、特別部に分配する。

- 4 除斥又は忌避の申立てに関する裁判は、通常部においては次位の部が、特別部においては特別部がこれをする。
- 5 東京高等裁判所特殊事件取扱規程に定める特殊事件は、他の事件とは別に、受理の順点により、各部に分配する。
- 6 一つの部に分配した事件が他の部の取扱事件と関連し、併せて審理裁判するのを便宜とするときは、関係の部の協議により、事件を繰り替え、一つの部で併せて審理裁判することができる。
- 7 分配を受ける部に回避を要する裁判官があるとき、又は分配を受けた部に回避を要する裁判官が配置されたときは、当該部と次位の部との協議により事件を繰り替えることができる。
- 8 ある部に分配された事件が特に煩雑であるとき、その他特別の事由があるときは、各通常部の裁判官の代表の協議により、事件を担当すべき部を定める等適宜の処置をすることができる。
- 9 新受事件は、前年度において最後に分配を受けた部の次位の部を起点として、各部に分配する。
- 10 各部の前年度未済事件は、当該部で引き続きこれを取り扱う。

#### 第5章 開廷日割

各部の開廷日割を別表3のとおりとする。ただし、各部は、必要に応じて他の日においても開廷することができる。

#### 第6章 行政事務の代理順序

- 1 知的財産高等裁判所長に差し支えがあるときは、別に定めるところにより選ばれた裁判官が、これを代理する。
- 2 部の総括者に差し支えがあるときは、その部の裁判官が、別表1に掲げた順序によって総括者を代理する。

附 一則

この定めは、令和6年1月1日から施行する。

知的財産高等裁判所裁判官配置表（令和6年4月1日現在）

通 常 部				特 別 部																					
部	裁 判 官				部	裁 判 官																			
第 1 部	総 本 遠 天	多 山 野	知 敦 研	成 士 司	第 3 部	総	東 今 水	海 井 野	林 弘 正	保 晃 則															
											第 2 部	総	宮 本 岩	坂 吉 井	昌 弘 直	利 行 幸									
第 2 部	総	清 菊 頼	水 池 繪 晋	響 理 一	第 4 部	総	宮 本 岩	坂 吉 井	昌 弘 直	利 行 幸															
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="5">特 別 部</th> </tr> <tr> <th colspan="5">裁 判 官</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総</td> <td>本 宮 清 東 本 菊 今 岩 水 頼 遠 天</td> <td>多 坂 水 海 吉 池 井 井 野 山 野</td> <td>知 昌 弘 繪 直 正 晋 敦 研</td> <td>成 利 響 保 行 理 晃 幸 則 一 士 司</td> </tr> </tbody> </table>											特 別 部					裁 判 官					総	本 宮 清 東 本 菊 今 岩 水 頼 遠 天	多 坂 水 海 吉 池 井 井 野 山 野	知 昌 弘 繪 直 正 晋 敦 研	成 利 響 保 行 理 晃 幸 則 一 士 司
特 別 部																									
裁 判 官																									
総	本 宮 清 東 本 菊 今 岩 水 頼 遠 天	多 坂 水 海 吉 池 井 井 野 山 野	知 昌 弘 繪 直 正 晋 敦 研	成 利 響 保 行 理 晃 幸 則 一 士 司																					

(別表2)

夏期休廷部日割表 (令和6年度)

前期 (7月21日～8月10日)		後期 (8月11日～8月31日)	
休廷部	代理部	休廷部	代理部
第2部	第1部	第1部	第2部
第3部	第4部	第4部	第3部

(別表3)

開廷日割表 (令和6年度)

部	開廷日	法廷
第1部	火・木・金	302号
第2部	月・水・金	302号
第3部	火・木・金	303号
第4部	月・水・金	303号
特別部	随時	301号 302号 303号 304号

※ 304号法廷は、上記開廷日以外の日であっても、各部が随時  
使用することができる。